

# 回覧

## 留寿都村ふるさと応援基金奨学金の

7月給付分からの申請を受付いたします！

留寿都村では大学等への進学の意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により就学困難な大学生等のいる世帯に、可能性を最大限伸ばすとともに、将来の夢に向って学んでいくことにより、有用な人材を育成することを目的とする返済の必要がない給付型の奨学金制度が平成30年4月よりスタートしました。

7月給付分からの申請受付が7月1日より始まります。

### 【奨学金の受給者の要件】

※ 受給者とは、奨学金を受給する世帯の主たる生計維持者で、世帯の代表者です。

- ① 申請日の6か月前から引き続き村内に住所を有する者がいる世帯であること。
- ② 市町村民税所得割額が非課税世帯であること。  
・平成30年度市町村民税所得割額が非課税世帯であること。
- ③ 奨学金の受給者及び世帯全員に市町村税等の滞納がないこと。

### 【奨学生の要件】

※ 奨学生とは、受給者の被扶養者であって、大学等に在学している者です。

- ① 学校教育法に規定する大学（大学院は除く）、短期大学、専修学校の専門課程（専門学校）又は一般課程、高等専門学校（第4学年又は第5学年に限る）に在学している者、又は平成30年度において新たに入学する者。
- ② 国の制度による給付型の奨学金を受けていない者。  
(貸与型奨学金は給付の対象となります。)



### 【給付金額と給付期間】

- ① 奨学金は、奨学金の受給者に対し給付されます。

月額 30,000円 (年額 360,000円)

- ② 奨学金の給付期間は、奨学生の正規の就学年限となります。

### 【奨学金の給付時期】

3か月分をまとめて、  
年4回給付されます。

4月分～6月分まで	7月に給付
7月分～9月分まで	10月に給付
10月分～12月分まで	1月に給付
1月分～3月分まで	4月に給付

## 【申請手続きに必要な書類】

- ① 留寿都村ふるさと応援基金奨学生給付申請書
- ② 在学証明書（今年度初めて申請する方のみ）
- ③ 家庭状況調査書（今年度初めて申請する方のみ）
- ④ 奨学生となる者及び申請者の世帯全員の住民票謄本（今年度初めて申請する方のみ）  
(家族全員の本籍地、戸籍筆頭者及び続柄がわかるもの)
- ⑤ 同意書（今年度初めて申請する方のみ）
- ⑥ 所得を有する世帯全員に係る所得課税証明書。または、生活保護受給世帯については生活保護受給証明書。

※ その他、教育委員会が必要とする書類の提出をお願いする場合があります。

①、③、⑤の様式については、留寿都村教育委員会に請求していただくか、  
村ホームページよりダウンロードして下さい。

## 【申請書提出期間】

平成30年7月1日（日）～7月31日（火）まで

### 【申請手続きに必要な書類】

#### 【今年度2回目の提出の方】

上記書類の①及び⑥を提出してください。

※ ⑥については、平成30年度分の所得課税証明書

#### 【今年度初めて提出の方】

上記書類の①～⑥の全てを提出してください。

※ ⑥については、平成30年度分の所得課税証明書

※ 年度の途中で村外から転入してきた場合は、留寿都村に住民登録後6か月経過するといつでも申請ができます。

## 【申請書提出先・お問い合わせ先】

留寿都村教育委員会 学校教育係

〒048-1731 留寿都村字留寿都 206 番地 1 ☎ 0136-46-3321

